

新たな外国人材の受入れ制度
2019年4月1日からスタート！

在留資格

「特定技能」が創設されます

今回の制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。



特定技能 1号※

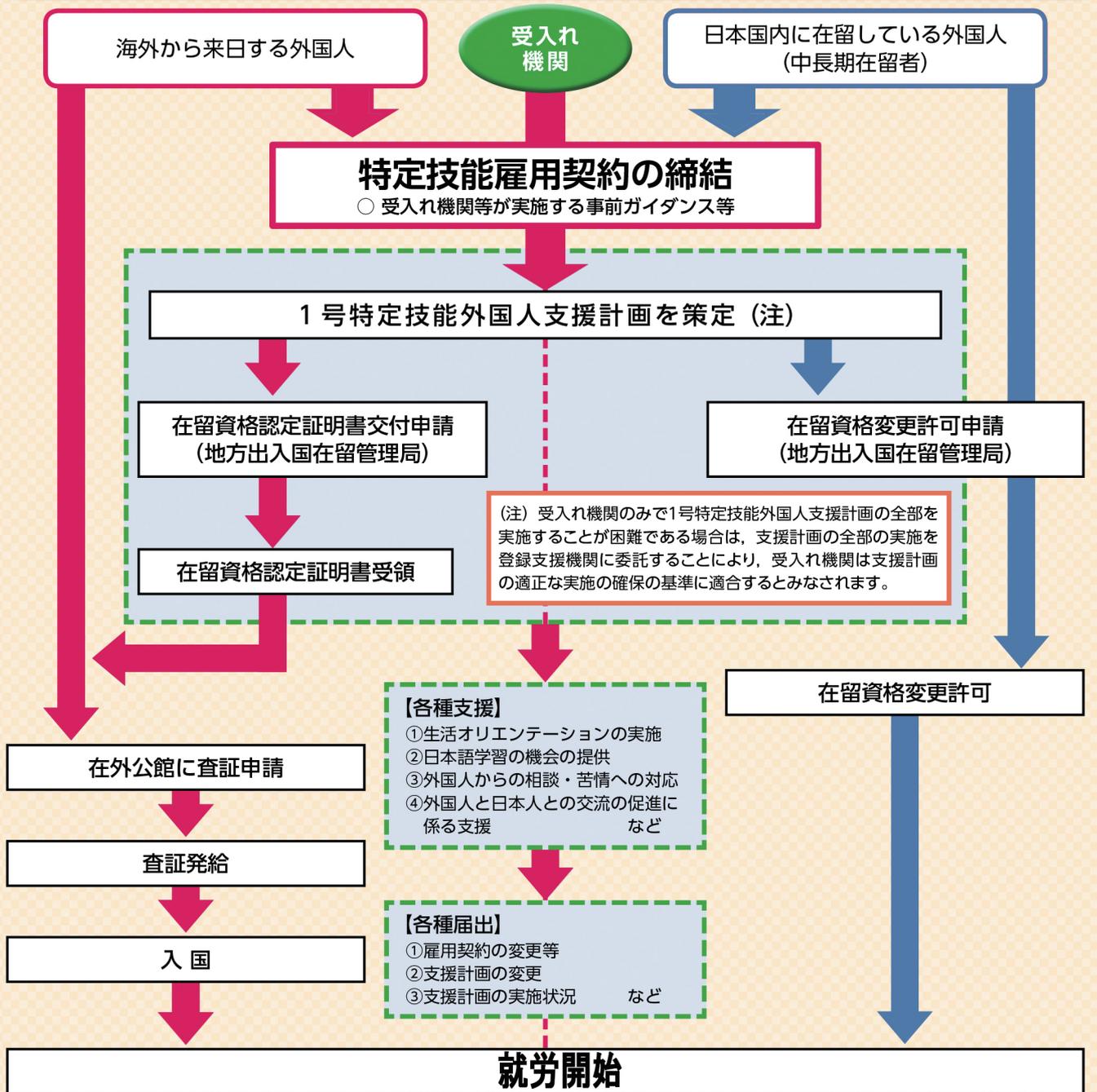
特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年まで**
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認められない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

※在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。特定技能2号は、**特定産業分野**に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

法務省入国管理局

1号特定技能外国人の受入れ手続の概要



よくあるご質問

Q 日本語能力はどれくらいありますか？

A 個人差はありますが、日常会話程度となります。仕事に携わる際の用語は、各社で教育していただくこととなります。

Q 申請方法は？

A 弊社発行のデマンドレター（要望書）を記載頂き、書面に沿った人材をお探しします。採用決定後、ビザ申請手続きに移らせていただきます。

Q 費用はどれくらいかかるの？

A 雇用する国や、時期により変化いたします。詳細に関しましては当社営業へお問い合わせください。

